

新型コロナウイルス感染に係る傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に感染し会社を休んだ場合、傷病手当金の請求を行うことができ、つぎのいずれかの請求方法があります。

- ①傷病手当金請求書に医師の証明をもらう
- ②保健所発行の『療養証明書』（MY HER-SYS の画面コピーでも可）と「療養状況報告書」を傷病手当金請求書に添付する

上記のいずれも対応が困難な場合は、居住する自治体の陽性者登録センターへ登録後の『陽性確定メール』のコピーを『療養証明書』の代わりとすることができます。

請求期間は原則 7 日間（R4.9.25 までに発症された方は 10 日間）ですが、療養期間開始前の数日および療養期間経過後 1 週間は療養状況報告書に詳細を記入していただくことで請求期間に追加することが可能です。

なお、傷病手当金は連続 3 日間の待期期間完成後、4 日目から支給開始となり、待期期間 3 日間については有給休暇を使用して問題ありませんが、4 日目以降に有給休暇を使用した日については、傷病手当金の支給はありません。（ただし、傷病手当金の日額より有給休暇の日額が低い場合は、差額が支給されます）